



令和元年6月20日  
名古屋木材健康保険組合

事業主様  
事務担当者



## 7月の「もっけん」たより

### お知らせ

#### ◎ 算定基礎届の提出方法についてのお知らせ

7月1日現在の被保険者の方（6月1日以降に被保険者となった方は除く）が届出の対象となります。出勤簿、賃金台帳の整理を行っていただき、届出のご準備をお願いいたします。

算定基礎届の提出方法につきましては、「提出日・調査会場」を設けず、原則として郵送での受付とさせていただきます。

当健康保険組合の窓口へご持参いただいても受理させていただきますが、その際は届出書類をお預かりして、調査後に決定通知書を送付いたします。また、当健保組合職員と直接ご対面での調査を希望される事業所様におかれましては、当健康保険組合へお越しいただく日時等を調整させていただきますので、事前にご連絡下さいますようお願いいたします。

届出の詳細につきましては、同封のご案内「算定基礎届の受付・確認事務について（お願い）」をご参照のうえ、業務ご多忙のところ大変恐縮に存じますが、算定基礎届の提出にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 保健事業

#### ◎ 「長島リゾート」の利用補助券についてのご案内



長島リゾート（通年）の利用補助券を希望者の方へ配付しております。

利用補助券についてのご案内につきましては、当健保組合ホームページのトップページ「Topics」欄にも改めて掲載しておりますので、ご覧ください。

#### ◎ 「潮干狩り」の利用補助券についてのご案内



矢梨潮干狩場（知多郡美浜町）で行われる潮干狩りの利用補助を実施いたします。利用期間につきましては、令和元年6月22日（土）までとなっております。

（利用補助は一人につき1回限り・利用補助券がなくなりしだい終了となります）

#### ◎ 人間ドック契約健診機関について

当健康保険組合では、償還払い方式により、人間ドック費用の一部補助を実施しております。また、当健康保険組合と契約している人間ドック健診機関で受けられる場合には、保険証を窓口で提示していただくことで、当健康保険組合の費用補助分を差し引いた額を健診費用としてお支払いしていただくため、補助金の申請は不要となります。なお、その際に窓口で受け取られた領収書を使って償還払い方式での請求をされますと、人間ドック費用補助の重複受給となりますので、費用の一部補助を受けられる際は、予めご理解を賜りますようお願い申し上げます。

詳細については、ホームページ (<https://www.mokuzai-kenpo.or.jp>) をご覧ください。

## ■ 子どもの医療費は「タダ」ではありません！

お子さまの医療費は、窓口負担0円になることが多いです。色々な病気を経験しながら成長していくお子さまとご家族にとっては、とても安心できる医療制度ですよ。

小学校就学前のお子さまの医療費自己負担は、本来は2割負担です。残りの8割は健康保険組合が負担しております。それでは、どうしてお子さまが医療機関にかかったとき、支払いをせずに済むのでしょうか。

それは、多くの市区町村において、子育て支援の目的で、お子さまの自己負担分を助成しているからなのです。お子さまの窓口負担は「タダ」のようにみえているだけなのです。

つまり、窓口負担がないからといって、むやみに受診すると、健康保険組合の負担がどんどん増加するということになってしまいます。

それは、皆様と事業所様から納めていただいた貴重な保険料が無駄遣いされるということにもなります。保険料を大切に使っていないと、保険料率UPに繋がってしまいます。

受診すべきか迷ったら、下記の電話相談などを活用して、適正受診にお役立てください。

### 「病院に連れて行こうか」と迷った時には・・・

明らかに緊急を要する場合または急病の場合には、ただちに医療機関にかかって下さい。

しかし、そうではない場合は、下記の「小児救急電話相談」や「こどもの救急（ホームページ）」を活用してみてもいいでしょうか。

### 小児救急電話相談 #8000

全国同一の短縮番号（#8000）をプッシュすると、お住まいの都道府県に自動転送され、小児科医や看護師から症状に応じた適切な対処法などのアドバイスが無料で受けられます。

※ お住まいの都道府県によって利用できる時間帯が異なります。

### こどもの救急（日本小児科学会監修） <http://kodomo-qa.jp/>

生後1か月から6歳までのお子さまを対象に、受診すべきかどうかの判断や対処の仕方についてサポートしてくれます。



## 保健師より

当健康保険組合では、保健師による特定保健指導及び健康相談を行っています。（無料）希望される事業所の方は、当健康保険組合までご連絡ください。

